

○学校法人自治医科大学評議員報酬規程

(令和7年規程第1号)

(目的)

第1条 学校法人自治医科大学の評議員に対する報酬の支給等については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席した場合は、源泉徴収後15,000円となる額の報酬を支給する。ただし、学校法人自治医科大学に勤務する者には支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 評議員の報酬は、通貨で直接評議員に支払う。ただし、評議員からの申し出があった場合においては、その指定する本人名義の預金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

(旅費)

第4条 評議員に対する旅費は、自治医科大学教職員旅費支給規程(昭和50年11月1日制定)に基づき支給するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。